

70余年、地域に根差した洋館



自然が豊かで肥沃な塩田平。この東部に位置する下之郷地区を県道が南北にはしり、沿道には「生島さん」の名で親しまれる生島足島神社が鎮座しています。「生島さん」の向かい側を、南に少し歩いていくと「おやっ？」と思われるかともいることでしょう。通りに面して古い鐘楼がそびえ、その隣には洋風の瀟洒な建物が…。これ

▲旧東塩田郵便局舎

(現下之郷公民館分館・下之郷)



が大正7年に建てられた、初代の東塩田郵便局舎です。

この局舎は明治36年、地元の有志で結成した社団法人「下之郷社」が建築し、東塩田郵便局に貸し与えたのが始まり。現在、下之郷社の理事長を務める伊藤喜造さん(下之郷)は、当時をこう振り返ります。「昔の村人たちは先進的な考えで、公共の郵便局を洋風の設計にしたのではないでしょうかね。この辺りでは、ハイカラな板張りの、目立つ建物でした」。

当時は県道(上田丸子線)も、伊藤さんいわく「今の3分の1ぐらい、4メートルあるかないかだった」そうです。昭和

62年の道路拡幅時に、玄関部分約1間分を取り払ってしまいました。

明治39年に開設された、下之郷郵便取扱所が前身の東塩田郵便局。現在では局舎も3代目になりました。長年親しまれた郵便局舎も、下之郷公民館分館として、再び地域に根差した第二の人生を歩み始めています。



昭和62年の道路拡幅前の旧局舎。玄関部分は今はない

保険税は

みなさんの健康と 幸せを守ります

問い合わせ 国保年金課 (内1362・1367)



Q₁ 国保（国民健康保険）とは、どのような制度なのですか？

A₁ 基本的には、国保の加入者がお互いに出し合うお金（保険税）と国からの負担金で、もしもの時に安心して医療機関にかかれるようにする助け合いの制度です。

Q₂ 国保には、どのような人が加入するのですか？

A₂ 国民は、必ずいずれかの医療保険に加入することが義務付けられています。他の医療保険（健康保険や共済組合など）に加入していない人（例えば自営業の人や会社を退職した人、アルバイトやパート勤務の人など）は、本人の意思

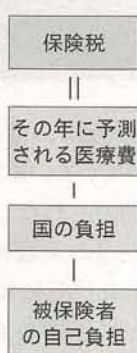
にかかわらず、必ず国保に加入しなければなりません。

Q₃ 国保の加入や脱退の手続きは、だれがいつするのですか？

A₃ 世帯主（家族でもよい）が、必ず14日以内に市役所に届け出をしなければなりません。例えば、勤務先の会社などでは国保の手続きをいっさいしませんので、退職して健康保険の適用がなくなった場合は、国保の加入手続きが必要です。また、就職して健康保険の適用になった場合は、国保の脱退手続きが必要になります。

Q₄ 保険税（国民健康保険税）とは、どのような税金なのですか？

A₄ 上田市が負担する医療費の必要額を確保するため、国保の加入世帯に保険税を課税しています。保険税は、次のようにして決められます。



また、課税内容は次の4項目です。

①均等割：世帯の加入者数に応

じて計算

一人当たり 1万5000円

②平均割：一世帯当たりの額

一世帯当たり 1万1000円

③所得割：世帯の加入者の前年の所得に応じて計算

④資産割：世帯の加入者の当年度の固定資産税額に応じて計算
これら4項目の合計が一年間に納めていただく保険税額です。

Q₅ 保険税を滞納すると、どうなりますか。また、滞納したまま市外へ転出した場合はどうですか？

A₅ 保険税は、医療費支払いのために必要な額をみんなで負担していますので滞納は許されません。滞納すると制度上、医療費を全額自己負担していただくいたり、高額療養費、出産育児一時金および人間ドック補助金などの支給は、納税相談のうえ支給いたします。そして滞納税額のほか督促手数料と延滞金加わり、また滞納処分のため勤務先への給与調査、取引先（得意先）への取引調査、金融機関への資産調査などを行いますので、社会的地位や信用を失う場合があります。また、市外に転出しても滞納税額は減少せず、逆に延滞金加算され、前記と同様の滞納処分をします。

◆保険税納付は口座振替が便利です◆

同和問題を考える

差別とは、①人間の尊厳を傷つけること。②人間の自由を奪うこと。③人間の平等を侵害すること。このような事実があれば、その事実を差別ということができるはずで、そこで、現在の社会で多くの人のびとの意識や行為の中に現存している差別の事例を取りあげてみたいと思います。

■「性による差別」

男女平等であり、同権であるとされていますが、私たちの日常生活や人びとの意識の面で、残念ながらそうなっていないのが現実です。一部の人の発言の中でみられる「女らしくしろ」という言葉のもつ意味は、『おしとやかに、やさしく、素直になれ』と言うことを強要しているのではないのでしょうか。特に素直になれとは、ものを言わずに男性に従えという服従を求めていることではないのでしょうか。

■「職業差別」

『職業に貴賤はない』と口ではそういうのが本音のところではどうでしょうか。

■「学歴による差別」

高卒か大卒か、または、国立か私立かさらには学校名によって差別的な言葉はないでしょうか。この問題では、親子の間、師弟の間にさえ差別的なことが潜んでいます。

■「体をめぐる差別」

体の障害に関係した差別は非常に多く、今でも多くの人たちが、さほど罪悪感なしに日常的に使っています。「チビ」「ブス」も体に関係した差別です。生まれに関係する差別です。この生まれに関係した差別の中心をなすのが、部落差別です。体のことも生まれのことも、その当事者にとってみれば、自分の努力や、心がけによってもどうにもならないことだからです。そのことを理由に差別することは最も悪質であり、絶対に許す事はできません。

ここに二、三の事例を挙げましたが、まだ多くの事例があるかと思えます。私たちの日常の生活の中で、人との会話の中で、人をさげすんでいることはないだろうか問いたしてみたいと思います。

▽問い合わせ 人権同和対策課 (☎1372)

退職者医療制度

国民健康保険の加入者の中で、会社などを退職して年金の支給を受けている70歳未満の人とその家族は「退職者医療制度」によりお医者さんにかかることになります。

■この制度に加入できる人

次の3つの条件にあてはまる人(退職被保険者本人)とその家族(被扶養者)の人です。

①国民健康保険に加入している人

②老人保健法の適用を受けていない人

③厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の年金を受けている人で、加入期間が20年以上もしくは40歳以後10年以上ある人

■この制度で医療を受けるときの自己負担金

退職被保険者	
本人	外来…2割 入院…2割
同 被扶養者	
	外来…3割 入院…2割

■届け出

年金の受給権が発生すると、年金保険者から「年金証書」が送られてきます。年金証書が届いたら、14日以内に年金証書、印鑑、保険証(お持ちのかた)を持参して、市民課または各支所へ届け出をしてください。

国保の給付

国保加入者は次の給付が受けられます。

■医療費の7割(8割)を負担

病気やけがで診療を受けるとき、保険証を持参すれば、医療費の7割(8割)は国保が負担します。

■高額療養費の支給

1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたときその超えた分が払い戻されます。

■療養費の支給

やむをえない理由で、保険証をもたずに治療を受けたときなど、一度全額を支払ったあとで、国保の審査によってその7割(8割)が払い戻されます。

■出産育児一時金

国保の被保険者が出産した場合、出産育児一時金30万円が支給されます。

■葬祭費

被保険者が死亡したとき、その人の葬祭を行う人に対し、葬祭費3万円が支給されます。

入院時食事療養費

■給食費の自己負担(1日あたり)
[平成8年9月30日まで]

対象者	金額
一般の被保険者	600円
住民税非課税世帯の被保険者	
90日までの入院	450円
90日を超える入院	300円
住民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受けている人	200円

交通事故にあつたとき

交通事故にあつたとき

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合、被害者に重大な過失がなければ、国保で治療を受けられます。この場合、治療費は全額または一部加害者が負担すべきものです。そこで、国保が被害者に代わって、負担した費用を加害者に請求し、返してもらいます。



交通事故にあつたら、必ず
国保の窓口へ届け出を!

これからこうなる『ごみ』の出し方

今年7月1日から、燃やせるごみについては指定の袋を使って出してください。この指定の袋は市内の取扱店で求めることができます。店頭には6月中旬ごろを予定しています。

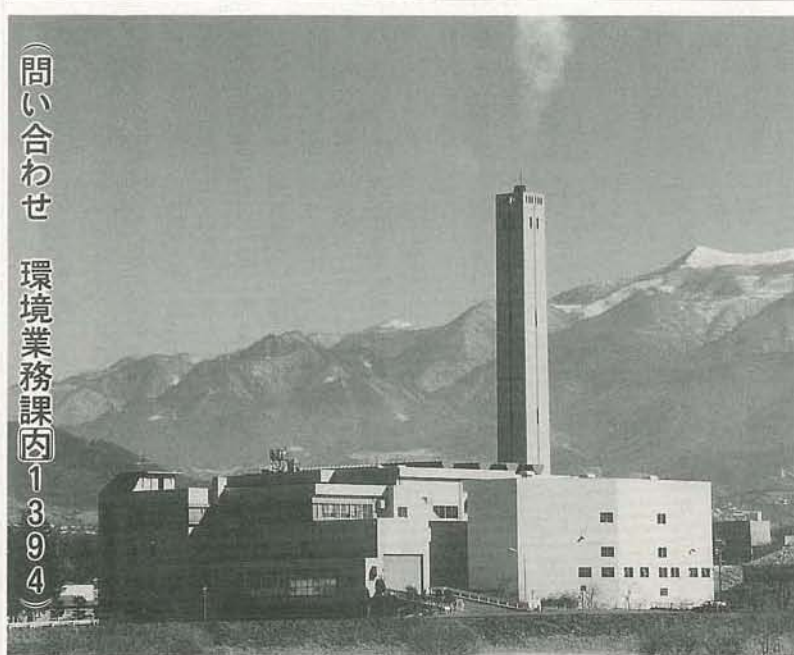
これにより、今後どのようにごみの出し方が変わるのでしょ

ごみの出し方説明会を開催

7月1日から導入する、燃やせるごみの指定袋について、各地区ごとに説明会を行います。ご参加ください。日程等は環境業務課へお問い合わせください。

お問い合わせ

環境業務課 内 1394



上田クリーンセンターは昭和61年に建設され、上田市と真田町の燃やせるごみを焼却している（平成6年度1年間で燃やしたごみの量は、41,110トンで、1日に換算すると約113トン）。1日に100トンの焼却が可能な焼却炉を2基備え（修繕のために1炉ずつの交互運転）、24時間運転をしているが、処理量は限界に近付いている。

家庭から出るごみ

決められたごみ集積所に、分別などのルールを守り、決められた時間内に出してください。ごみ集積所は一世帯につき一か所のみです。

■燃やせるごみ

7月1日から指定の袋に記名をして出してください。ルール違反（無記名、無分別、多量など）のごみは指定の袋で出されても収集できません。紙オムツ（汚物は必ず取り除く）、貝殻は燃やせるごみです。

■燃やせないごみ

4月1日から4種別に分けて出してください。

- ①ビン類・缶類（ビンはキャップを取り除く）
- ②プラスチック類
- ③有害ごみ（乾電池、蛍光灯、鏡、体温計など）
- ④その他のごみ（陶磁器、ゴム製品など）

当面指定の袋は導入いたしません。黒いごみ袋は作業効率と安全確保の妨げになりますから、レジ袋や透明な袋をご使用ください。

手作業により選別をしていますので、生ごみなどは絶対に混入しないでください。

■紙・布類の資源

自治会で月に1回行っている「資源回収」に分別を守り出してください。資源

お寄せください

あなたの意見

市では、日ごろ皆さんが市に對して感じていることや望むこと、また考えていることを次の方法でお聞きしています。

■市長への手紙

市内の16施設に提言用のハガキを設置しています。

■市政提言電話

留守番電話により随時受け付けています。

（TEL）2539

■市政提言FAX

FAXにより随時受け付け。（FAX）5111

皆さんの建設的なご意見をお待ちしています。どんどんご利用ください。

▽問い合わせ 秘書課（内）112

■市長への手紙設置場所

上田市役所ロビー	中央公民館
豊殿支所	西部公民館
塩田支所	城南公民館
川西支所	上野が丘公民館
相模閣	川西公民館
高齢者福祉センター	図書館
働く婦人の家	アクアプラザ上田（室内プール）
勤労青少年ホーム	上田創造館

災害に 備えて 日ごろの 火の用心



春は空気が乾燥し、また、風が強く吹く日が続く、火災の発生しやすい季節です。火災の出火原因を調べますと、ちょっと注意していれば防ぐことができる火災がほとんどです。お互いに火の元には、注意してください。

また、地震の備えも忘れずに、もしものときの対応を家族で話し合っておきましょう。

■上田市の火災発生件数（平成6年・7年）

	火災件数	損害額(千円)	人口1万人あたりの出火件数
平成6年	78	192,298	6.4
平成7年	66	129,969	5.4

■火災の種別（平成7年）

種別	建物火災	林野火災	車両火災	その他	合計
件数	31	3	9	23	66

■月別出火件数（平成7年）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
出火件数	9	7	9	9	7	2	2	3	3	5	1	9	66

■火災による死傷者
10人(うち負傷者4人)

■火災の原因

第2位 放火・放火の疑い

- ◎家の周りには、燃えやすいものを置かない。
- ◎物置などにも鍵を掛け、戸締まりをきちんとする。



第1位 たき火

- ◎風の強い日や乾燥しているときはたき火をしない。
- ◎たき火をしているときはその場を離れない。
- ◎水を入れたバケツなどを用意して、たき火が終わったら完全に消す。



第3位 焼却炉

- ◎風の強い日は焼却を避ける。
- ◎焼却炉の周りに可燃物などを置かない。
- ◎焼却炉から飛び火しないように、いつも整備しておく。



火事・救急・救助は 1 1 9

問い合わせ 消防本部予防課 (TEL) 26 0 1 1 9

事業所から出るごみ

■燃やせるごみ・燃やせないごみ

ごみ集積所には原則的に出すことはできません。ごみ集積所はそこに住むみなさんのための場所ですので、事業所のごみは、市で許可した廃棄物処理業者に依

頼されるか、自己処理してください。ただし、小規模事業者の便宜を図るため、そこからの燃やせるごみ量が常に家庭と同程度の2袋以内である場合に限り、事業系の袋を使い事業所名を記したうえで集積所を利用することができます(申請が必要です)。たとえ小規模事業者でも、2袋を越える排出量がある場合は、

集積所を利用することはできません。燃やせないごみについては、集積所を利用することはできません。※事業所ごみとは、事業活動に付随して出たごみです。例えば飲食店の調理くずや食べ残し、商店の段ボール、紙ごみ、空き缶、空きビン、オフィスごみなどがあります。

■最近寄せられた提言

- ・ごみ問題について
- ・市道の応急補修について
- ・駅前再開発について
- ・公共下水道について
- ・市民と市長の懇談会について

お出かけください！

上田市明るい選挙推進大会

▷とき 3月2日(土) (午後2時から) ▷
ところ 中央公民館(材木町) 3階大会議室
▷内容 事例発表・講演(信濃毎日新聞社
論説委員・横内房寿さん) ▷問い合わせ
上田市選挙管理委員会(☎1672)

市水道局では、5月1日から、
休止中の水道を開栓する場合に
開栓手数料を納入していただく
ことになりました。

●
●
●

については、不動産業の皆さん
や、上下水道指定工事店の皆さん
を対象に、次により「開栓手
数料説明会」を開催します。関
係者の皆さんはご出席ください。

工事店など対象の 開栓手数料説明会



お出かけください 市「消費生活講座」

●
●
●

食品添加物・輸入食品の安全
性についての講演会です。どう
ぞお越しください。

▽とき 3月2日(土) 午後2時
〜3時30分 ▷ところ 上田商
工会議所5階ホール(市役所駐
車場をご利用ください) ▷講
師 小若順一さん(食品評論家)

▽受講料 無料 ▷問い合わせ
せ 生活環境課(☎1389)

希望者はどうぞ！ 在宅の歯科衛生士

●
●
●

市では、乳幼児健診・寝たき
り老人歯科健診などで相談・指
導をする歯科衛生士を、次によ
り募集します。

▽資格 ①歯科衛生士の免許
取得者②現在歯科医院に勤務し
ていない人 ▷人員 若干名

▽必要書類 ①申込書②履歴書
(健康推進課にあります) ③歯



長野西高校通信制 学ぶ仲間に入ろう

●
●
●

▽入学資格 中学校を卒業し
た人、または今年3月に卒業す
る見込みのある人および、これ
に相当する学力があると認めら
れる人(高校中退の人は編入学
ができます) ▷願書受付 2
月13日(火)〜4月5日(金)(入学試
験は行いません) ▷願書請求
あて名を明記して、80円切手
を貼った返信用封筒を添えて
「〒380長野市箱清水1455-1
2 長野西高等学校通信制」
(☎026-234-2261)
へどうぞ。

科衛生士の免許の写し ▷申し
込み 3月15日(金)までに健康推
進課(☎1626)へ

マンガの大好きなキミ、大集合

参加者大募集!!

上田萬画大学 春休み萬画セミナー

マルチメディア時代のソフトの作り手を育
てることを目的に開催します。セミナーでは、
一流のマンガ家を講師に実際にマンガを制作
し、マルチメディア化する実習を行います。
セミナーの参加者を次により募集します。

▷とき 3月30日(土)・31日(日) (2日間)
▷ところ メディアランドUEDA ▷募
集対象 マンガとマルチメディアについて、
描きたい、創りたい、生かしたいという熱意
を持つ小学校高学年から中学生のかたと、ベ
アを組む大人(両親や先生をはじめとする知
人)のかた20組計40人 ▷参加費用 2名1
組で10,000円(昼食および教材。交通費は各
自負担) ▷講師 石ノ森章太郎さん(メデ
ィアランドUEDA名誉館長)、里中満智子
さん、モンキー・パンチさん(いずれも予定)

■応募方法

次の書類を「〒386-12 上田市大字下之郷
812番地1 上田市マルチメディア情報セン
ター」(☎391000)まで送ってください。

▷プロフィール 住所・氏名・年齢・学校
・職業(パソコン、ワープロ歴)・電話番号
(B5用紙に記入) ▷課題作品 小学校高
学年から中学生のかたが「あなたの描きたい
1ページ」を自由に描いてください(コマ数
は問いません。1コマでもストーリーマンガ
の1シーンでも可。用紙はB4の大きさと、
種類・使用する道具は自由 ▷締め切り 2
月29日(土)必着 ▷選考結果 上記講師による
選考の上、3月上旬に各自に連絡します。

マルチメディア型情報端末機 ご利用を!

メディアランドUEDAに、最新情報がす
ぐ見られ、その場でプリントアウトできる情
報端末機が設置されています。観光マップ、
スキー場の積雪情報など、地域に密着した最
新情報をお届けしています(市内4か所のガ
ソリンスタンドにも設置されています)。
使用料・プリントも無料です。ご利用を。

3月の相談

相談名	日時	会場など
法律相談 (予約制)	3月8日(金) 13:30~15:30 3月22日(金) 13:30~15:30	市役所 ☎241000 生活環境課 (本庁舎1階)
土地建物相談	3月14日(木) 13:00~16:00	人権同和対策課 (南庁舎1階)
人権・悩みごと相談	3月7日(木) 10:00~15:00	農業委員会 (本庁舎2階)
農地問題相談	3月1日(金) 8:30~17:00	
行政相談	3月11日(月) 10:00~15:00	上田西武
心配ごと相談	毎週火曜日 10:00~15:00	
福祉よろず相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	社会福祉協議会 (☎278080)
法律相談 (予約制)	3月16日(土) 10:00~正午	
児童相談	毎週月・土曜日 13:30~15:30	
結婚相談	毎週水曜日 10:00~15:00	
法律相談 (予約制)	3月21日(木) 13:30~15:00	上田商工会議所 (☎244500)
保険年金相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
市民相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	市役所 生活環境課 (本庁舎1階)
交通事故相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	福祉課 (☎232000)
児童相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	福祉課 (内線1608)
母子相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	

今月の
納税

納期限 2月29日(木)

- 固定資産税(都市計画税) 4期
- 国民健康保険税 8期

便利で確実な口座振替のご利用を

市政テレビ番組「ふれあい上田」放映

未来のまちづくり

～学術研究都市をめざして～(仮称)

2月24日(土)

午前10時30分~11時

信越放送(SBC)
で放映

「第3次上田市総合計画」についてお送りします。



の
も
と
と
な
る
評
価
額
、
課
税
標
準
額
を
あ
ら
か
じ
め
知
っ
て
い
た
だ
く

固定資産課税台帳
4月1日から縦覧



市税等の滞納処分による、電
話加入権の公売を次のとおり行
います。

市税等の滞納処分
電話加入権の公売

ため、固定資産課税台帳の縦覧
制度が設けられています。今年
の縦覧は、4月1日(月)から同20
日(土)までになります。詳しくは
「広報うえた」3月16日号でお
知らせします。

▽とき 3月5日(火) ▽入札
時間 午前10時~10時10分(説
明は午前9時45分から) ▽と
ころ 市役所南庁舎5階第3・
4会議室 ▽方法 競争入札
▽台数 当日決定 ▽公告場所
市役所、各支所 ▽入札参加
者 印鑑持参で、本人がおこし
ください(代理人の場合は、必
ず本人自筆の委任状と代理人の
印鑑をお持ちください) ▽そ
の他 公売当日までに滞納者が
市税等を完納した場合には、公
売を中止します。 ▽問い合わせ
せ 収税課(☎1301113
03)



第2回

上田民俗芸能祭

入場料
無

とき 2月24日(土)
午後1時30分開演
ところ 上田市文化会館

出演

- ・下之条おかめ・おそめ
- ・上室賀三頭獅子
- ・吉田獅子舞
- ・下郷面神楽
- ・下室賀ささら踊り

上田市の交通事故発生状況 件数 51件(+6)/死者0(±0)/負傷者 77(+20)
<1月末現在()内は昨年比>

健康
ばん
い



■成沢佳奈ちゃん

(10か月・常入)

「おしゃべりが盛んになりました。歯も3本はえて、リンゴが大好き」と母の美雪さん。

保健ガイド

健康推進課

■3月の乳幼児健康診査 (因1625)

▷受付時間 いずれも午後1時～2時 ▽持ち物
母子健康手帳、バスタオル(4・10か月児)、歯ブラシ(1歳6か月児)。1歳6か月児は、赤ちゃん手帳の中にある健康診査票に記入してお持ちください。3歳児は健康診査票と視聴覚検査のアンケートをお送りしますので、ご記入のうえお持ちください。また、尿検査の容器もお持ちください。

■保健センター(市役所南庁舎2階)

健康診査	実施日	生年月日
4か月	3月14日	7. 10. 16～10. 31
	3月19日	7. 11. 1～11. 15
10か月	3月7日	7. 4. 16～4. 30
	3月12日	7. 5. 1～5. 15
1歳6か月	3月6日	6. 8. 16～8. 31
	3月13日	6. 9. 1～9. 15
3歳	3月4日	5. 2. 1～2. 15
	3月18日	5. 2. 16～2. 29

■塩田母子健康センター(塩田地区)

4か月	3月22日	7. 10. 16～11. 15
10か月		7. 4. 16～5. 15
1歳6か月	3月15日	6. 7. 16～9. 15

■川西社会福祉センター(川西地区)

4か月	3月27日	7. 10. 16～11. 15
10か月		7. 4. 16～5. 15
1歳6か月		6. 8. 16～9. 15

市営住宅補充入居
希望者はどうぞ!

市営住宅の補充入居者を募集します。希望者は建築指導課(市役所本庁舎4階)へ。
▽募集団地/宮裏、新屋、梅が丘、岩門、岡の各団地(いずれも第一種) ▽受付期
間/2月26日(月)～3月1日(金) ▽問い合わせ/建築指導課(因1548)

紙面作りにご協力を

広報モニター やって みませんか

市では「広報うえだ」が、市民の皆さんにより親しまれ、より読まれるものにしていくため、次により平成8年度「広報モニター」を募集します。

モニターの皆さんには、広報に対する意見や提案などをお寄せいただき、市民参加の紙面づくりの一端を担っていただきます。どうぞ奮ってご応募ください。

▽応募方法 20歳以上の市内在住者(公務員を除く) ▽募集人員 一般公募10人程度 ▽任期
委嘱の日から翌年3月31日まで ▽職務内容

①モニター会議への出席(年3回程度) ②モニターアンケート(毎月1回)への回答など ▽謝礼

記念品を贈呈 ▽応募方法 はがきに「住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号、『広報うえだへひとこと』」を記入して、3月29日(金)までに、市役所秘書課広報担当(〒386 上田市大手1-11-16・☎24100(因1112)までどうぞ。



長野県市町村広報コンクール

広報ビデオ(委託制作)が 最優秀賞を受賞!

～広報紙部門は奨励賞～

このほど、長野県市町村広報コンクールの「広報ビデオの部」で上田市が最優秀賞を、また「広報紙の部」でも、奨励賞を受賞しました。広報ビデオは、昨年8月12日、信越放送(SBC)で放映された「ふれあい土田～メディアランドUEDAオープン」=写真=が、広報紙は、昨年、メディアランドUEDAを特集した「広報うえだ」8月1日号が、それぞれ入賞したものです。

市では、この受賞を機に、市民の皆さんにこそ親しまれる広報活動を進めていきたいと思えます。ご意見、ご感想などがございましたら、広報担当までお気軽にお寄せください。

■問い合わせ 秘書課(因1112)